

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号  
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 淳  
(コード番号：7777)  
問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行  
電 話 番 号 03 (3511) 3440

### 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第21回新株予約権の発行要項の修正に関するお知らせ

当社は、2019年12月20日付の取締役会決議において、2019年3月29日付の取締役会決議に基づき2019年4月15日に第三者割当によりCVI Investments, Inc.（以下「本保有者」といいます。）に対して発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第21回新株予約権（以下「本既存CB等」と総称します。）について、それぞれの発行要項を修正すること（以下「本修正」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 修正の理由

当社は、2019年4月15日に第三者割当により本保有者に対して本既存CB等を発行しましたが、2019年12月20日付の取締役会決議において、同じく本保有者に対して、第23回新株予約権を発行することを決議いたしました。これに伴い、第23回新株予約権の発行及び行使価額の修正については、本既存CB等に係る調整条項の適用対象外とすべく、本既存CB等の唯一の保有者である本保有者からの同意を取得した上で、第23回新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件として、本修正を行うものです。なお、当社は、本既存CB等と同時に本保有者に対して第20回新株予約権も発行しておりますが、第20回新株予約権は既にその行使が完了しているため、本修正の対象としておりません。本既存CB等の発行の詳細につきましては、2019年3月29日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権の発行に関するお知らせ」を、第23回新株予約権の発行の詳細につきましては、2019年12月20日付「第三者割当による第23回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照下さい。

当社は、本保有者との間で、2019年12月20日付で本既存CB等の発行要項の修正に関する合意書を締結しています。かかる合意書においては、第23回新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件として本修正について合意することとされています。

なお、本修正は、本保有者に有利な条項である転換価額又は行使価額の下方調整条項が適用される範囲を限定するものであり、株主以外の者に対し特に有利な条件となるものではないため、本修正にあたって、当社の株主総会決議は実施されません。

#### 2. 修正の内容

本修正の内容は、別紙のとおりです。なお、本修正の効力発生は、第23回新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件としています。

以 上

(別紙)

(下線部変更箇所)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

修正前	修正後
<p>(前略)</p> <p>12. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>	<p>(前略)</p> <p>12. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(<u>但し、第23回新株予約権を除き、</u>以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>

(後略)	(後略)
------	------

第 21 回新株予約権

修正前	修正後
(前略)	(前略)
11. 行使価額の調整	11. 行使価額の調整
(中略)	(中略)
(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。	(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
(中略)	(中略)
② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）	② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、 <u>第 23 回新株予約権を除き</u> 、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。	調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
(後略)	(後略)